

令和2年3月23日

お客さま各位

さがみ信用金庫

改正民法を踏まえた「投資信託および個人向け国債にかかる規定等」の改定のお知らせ

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では以下の「投資信託」および「個人向け国債」にかかる7件の規定等を改定させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定等は令和2年4月から適用させていただき、本改定前より既にお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 改定する規定

- (1) さがみ信用金庫 投信取引約款
- (2) さがみ信用金庫 投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定
- (3) さがみ信用金庫 非課税口座約款
- (4) 自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託)
- (5) 国債証券等の保護預り規定（国債証券等）
- (6) 振替決済口座管理規定（振込国債）
- (7) 特定口座約款

2. 改定部分のお客さまへの適用開始日

令和2年4月1日（水）

3. 新しい規定の交付方法

これまでどおり当金庫窓口にて、投資信託・個人向け国債をお申込の際にお渡しいたします。

また、既に当金庫にて上記規定等をお持ちのお客さまにつきましては、令和2年4月1日以降、改定後の規定等の内容に読み替えてくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

4. 主な改定内容

- (1) 改正民法施行（令和2年4月）を踏まえ、今後、規定等の内容を変更する場合の記載を追加しました。

＜投信取引約款の場合＞ 下線部を変更

6 1. (約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

- (2) 当金庫では現状、投資信託や個人向け国債の入出金にご利用いただいている預金口座手数料をいただいていないことから、手数料にかかる記載の削除を行います。

＜投信取引約款の場合＞ 下線部を削除

4 8. (口座管理料)

(1) 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

(2) 当金庫は、上記(1)の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、換金代金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

5. 詳細な改定内容

各規定等の改定前後の対照表は、[こちら](#)をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

以 上